平成２４年（フ）第４７８１号
大阪府八尾市竹渕西２丁目111番地
債務者　岡村　清一
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３５７号
大阪市生野区中川１丁目７番17―701号
債務者　ベスト工房こと今村鳳基こと　姜　鳳基
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４７７号
大阪市東淀川区西淡路３丁目５番８―601号
債務者　東原　紀子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４８５号
大阪市大正区千島３丁目８番３号
債務者　斉藤　祐実（旧姓森内）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３５号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目２番50号　第３マルデンハイツ301号
債務者　箕裏　奈美（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６４２号
大阪府東大阪市西岩田４丁目２番20号
債務者　藤崎　正章
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８７８号
大阪市港区磯路３丁目12番11号
債務者　伊藤　健一
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８９５号
大阪府守口市八雲東町２丁目59番６号
債務者　藤本　俊則
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９０３号
大阪市生野区小路東４丁目９番25号　メゾン小路東201号
債務者　菅原　　弘
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９７３号
大阪府茨木市若園町38番36号ロイヤルシャトー303号
債務者　雜部　廣子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９９４号
大阪府東大阪市池之端町１番16号
債務者　文谷　宏美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０６４号
大阪市港区築港１丁目11番５―305号
債務者　山本留美子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０７９号
大阪府門真市小路町１番12―311号
債務者　田中佐登子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８０号
大阪市城東区中央２丁目９番21―802号
債務者　森　ちず子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８５号
大阪府大東市氷野１丁目17番９号
債務者　新城　史江
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６号
神奈川県三浦市三崎町諸磯849―4110　センティアムサウスコースト201、住民票上の住所神奈川県三浦市岬陽町16番９号
債務者　石川　宏幸
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９４０号
名古屋市千種区鹿子殿12番Ｂ―302号　希望ケ丘ハイツ
債務者　小林　昌人
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部